

## 半田市公共下水道処理区域外からの汚水の流入に関する取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、半田市下水道条例（平成2年半田市条例第32号。以下「条例」という。）第21条の規定に基づく公共下水道処理区域外からの汚水の流入許可に関し必要な事項を定めるものとする。

(許可の範囲)

第2条 公共下水道に流入を許可するものは、公共下水道の能力及び機能に支障がないと認められる場合で、次に掲げるものとする。

- (1) 国又は地方公共団体が、公用又は公共の用に供する施設
- (2) 公共下水道の排水施設に近接し、排水設備（公道に設置する施設を含む。以下「排水設備等」という。）を設置する必要のある区域
- (3) その他管理者が特に必要があると認めた場合

(許可の申請)

第3条 前条の許可を受けようとする者は、半田市下水道条例施行規程（平成28年上下水道事業管理規程第1号）第15条に規定する書類のほか、次に掲げるものを添付して申請しなければならない。

- (1) 誓約書（様式第1）
- (2) 処理区域を明示した付近の見取図
- (3) 排水設備配管立図
- (4) その他管理者が必要と認める書類

(許可の条件)

第4条 管理者は、第2条に規定する許可をするときは、次に掲げる条件を付することができる。

- (1) 下水道法（昭和33年法律第79号）、条例その他関係法令等を遵守すること。
- (2) 公共下水道への排除方法は、分流式とすること。
- (3) 許可に係る排水設備等に関する許可の権限は、管理者に帰属すること。
- (4) 管理者の承認を得た場合を除き、排水設備等の設置目的の変更及び第三者への譲渡をしないこと。
- (5) 排水設備等を増設又は改築する場合は、事前に管理者の許可を得ること。
- (6) 管理者は、申請者が関係法令及び許可条件に違反したときは、許可の取消し等必要な措置を命じることができること。
- (7) 排水設備等の計画及び施工にあたっては、管理者の指示に従うこと。
- (8) 道水路等の使用については、申請者において道水路等の管理者の許可を受け、その指示に従うこと。
- (9) その他必要な事項に関すること。

(構造の基準)

第5条 公共下水道の排水施設に接続する排水設備等の構造については、条例によるものとする。

(費用の負担)

第6条 公共下水道の排水施設に接続する排水設備等の工事費は、許可を受けた者の負担とする。

(受益者負担金等の取扱い)

第7条 知多都市計画半田下水道事業受益者負担に関する条例（昭和49年半田市条例第62号。以下「負担金条例」という。）第5条の賦課対象区域に該当しない場合における受益者負担金の取扱いは、次に掲げるとおりとする。

- (1) 第2条に規定する許可を受けた者は、公共下水道の排水施設に近接し、一宅地として使用していると認められる土地の面積に応じ、負担金条例に準じて算出した金額を下水道事業協力金（以下「協力金」という。）として、管理者が指定する期日までに一括納付しなければならない。
- (2) 公共下水道の排水施設に接した賦課対象区域に該当する土地と、市街化調整区域等で下水道整備計画区域に該当しない土地とを一宅地として使用している場合は、第3条による許可の申請を必要としない。ただし、誓約書（様式第2）の提出と、前号と同様賦課対象区域に該当しない土地についての協力金の納付をしなければならない。
- (3) 協力金を納付した土地については、当該土地が賦課対象区域に該当することとなった場合、当該協力金を受益者負担金とみなし、再度徴収しないものとする。

(使用料)

第8条 使用を開始した場合、使用者は条例に基づき使用料を納付しなければならない。

(財産の移管)

第9条 公共汚水ます、取付管及び公道に設置した施設については、竣工後無償、無条件にて管理者へ譲渡するものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この要綱は、平成8年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年10月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年7月13日から施行し、平成22年12月24日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年1月1日から適用する。

様式第1 (第3条関係)

誓 約 書

設置場所	半田市 新規 (施設・工作物・物件等 継続 設置許可申請書のとおり) 変更
誓約事項	1 下水道事業に積極的に協力します。 新規 2 施設・工作物・物件等 継続 設置許可書にある許可条件を遵守します。 変更 3 排水設備等は、半田市下水道条例及び下水道条例施行規程に基づき施工します。 4 当該施設敷地面積に対応する下水道事業協力金は、納期限内に納付します。 。 5 下水道使用料は、管理者の定めた額を納付します。
<p>私は、上記の設置場所に排水設備等を設置し、半田市公共下水道に汚水を流入させた 新規 いので、施設・工作物・物件等 継続 設置許可申請書を提出しますが、許可された場 変更 合には、上記の誓約事項を遵守することを誓います。</p> <p>年 月 日</p> <p>半田市下水道事業 半田市長 様</p> <p>住所 氏名 電話 ( ) -</p>	

様式第2（第7条関係）

誓 約 書

設置場所	半田市
誓約事項	<ol style="list-style-type: none"><li>1 下水道事業に積極的に協力します。</li><li>2 排水設備等は、半田市下水道条例及び下水道条例施行規程に基づき施工します。</li><li>3 当該施設の敷地面積に対応する下水道事業協力金は、納期限内に納付します。</li><li>4 下水道使用料は、管理者の定めた額を納付します。</li></ol>
<p>私は、上記の設置場所に排水設備等を設置し、半田市公共下水道に汚水を流入させた いので、上記の誓約事項を遵守することを誓います。</p> <p>年 月 日</p> <p>半田市下水道事業 半田市長 様</p> <p>住所 氏名 電話（        ）        -</p>	